

[訪問看護 重要事項説明書]

当事業所はご契約者様に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 事業者 合同会社 hEdge^{エッジ}
- (2) 所在地 豊橋市向山東町 160 番地
- (3) 電話番号 0532-21-6120
- (4) 代表者氏名 橋本 毅
- (5) 設立年月日 平成 25 年 2 月 26 日

2 事業所

- (1) 事業所の種類 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者
- (2) 事業所の名称 訪問看護ステーション Panda
- (3) 所在地 豊橋市向山東町 160 番地
- (4) 電話番号 0532-21-6120
- (5) 管理者氏名 池戸 美奈
- (6) 指定事業所番号（予防給付番号） 2362090314（2362090314）
- (7) 開設年月日 平成 30 年 12 月 1 日

3 事業実施地域及び営業時間

(1) サービス提供地域

- ・ 豊橋市全域
- ・ 豊川市
 - 小坂井町、伊奈町、御津町、篠東町、中条町、塔ノ木町、西島町、瀬木町、柑子町、行明町、正岡町、下長山町、牛久保町、三上町、三谷原町、住吉町、土筒町、院之子町、向河原町、大橋町、麻生田町、二葉町、牧野町、当古町
- ・ 蒲郡市
 - 大塚町、三谷町、相楽町
- ・ 田原市
 - 六連町、相川町、谷熊町、浦町、片浜町、吉胡町、豊島町

- (2) 営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分
(3) 営業日 月曜日～金曜日
(4) お客様の状況に応じて営業時間外での訪問看護を行います。
※24 時間対応体制加算、個人情報の取り扱いについては別紙で説明致します。

4 職員体制・職務内容

管理者	看護師 1 名
看護師等	常勤換算 2.5 人以上
理学療法士等	1 名以上
事務員	1 名以上
職務内容	管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。 看護師及び理学療法士等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

5 事業目的と内容

当事業所は、主治医の指示書に基づき、お客様やご家族の希望をお聴きしながら、お客様が求めていることを正しく知り、訪問計画を立て、看護師が継続的に伺いして以下のように在宅療養の援助を行います。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄管理、清潔ケア
- (3) 療養、看護・介護方法のアドバイス
- (4) 褥瘡や創傷の処置
- (5) カテーテルなどの医療機器の管理
- (6) 医師の指示による医療行為
- (7) リハビリテーション
- (8) ターミナルケア
- (9) 認知症や精神疾患の方の看護
- (10) 家族など介護者の援助
- (11) 保険・福祉サービスなどの活用支援

6 運営方針

当事業所は、訪問看護の提供に際しては、次のような方針で運営しています。

- (1) 看護師等の職業倫理に基づき、お客様やご家族に対し、24 時間体制で公正に職務を遂行します。
- (2) 主治医及びその他の医療機関と密に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心して頂ける看護を提供します。
- (3) 療養上必要な事項について、お客様、ご家族にわかりやすい説明を心がけます。
- (4) 羞恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。
- (5) サービスの提供記録に関する記録は、契約終了日から 5 年間保存します。

7 利用の中止、変更について

- (1) 利用予定日の前に、お客様の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	5000 円

- (3) サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示させて頂きます。

8 事故が発生した場合

訪問看護サービス提供中に、自らの責めに帰すべき事由により、お客様やご家族に事故が発生した場合は、速やかに主治医やご家族の方などに連絡するとともに、必要な対応を致します。

9 利用料金

介護保険の場合

		要支援者			要介護者		
訪問スタッフ	訪問時間	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
看護師	20 分未満	<u>310 円</u>	<u>619 円</u>	<u>928 円</u>	<u>321 円</u>	<u>641 円</u>	<u>962 円</u>
	30 分未満	<u>461 円</u>	<u>921 円</u>	<u>1382 円</u>	<u>481 円</u>	<u>962 円</u>	<u>1443 円</u>
	60 分未満	<u>811 円</u>	<u>1622 円</u>	<u>2432 円</u>	<u>841 円</u>	<u>1681 円</u>	<u>2521 円</u>
	90 分未満	<u>1113 円</u>	<u>2226 円</u>	<u>3339 円</u>	<u>1152 円</u>	<u>2304 円</u>	<u>3455 円</u>
リハビリ スタッフ	20 分未満	<u>290 円</u>	<u>580 円</u>	<u>870 円</u>	<u>301 円</u>	<u>601 円</u>	<u>901 円</u>
	40 分未満	<u>580 円</u>	<u>1160 円</u>	<u>1740 円</u>	<u>601 円</u>	<u>1201 円</u>	<u>1801 円</u>
	60 分未満	<u>435 円</u>	<u>870 円</u>	<u>1305 円</u>	<u>812 円</u>	<u>1624 円</u>	<u>2435 円</u>

各加算について				
		1 割	2 割	3 割
初回加算	I の場合	<u>358 円</u>	<u>715 円</u>	<u>1072 円</u>
	II の場合	306 円	612 円	918 円
特別管理 加算	I の場合	510 円	1020 円	1530 円
	II の場合	255 円	510 円	765 円
緊急時訪問 看護加算	I の場合	<u>613 円</u>	<u>1226 円</u>	<u>1838 円</u>
	II の場合	586 円	1172 円	1758 円
長時間訪問看護加算		306 円	612 円	918 円
複数名 訪問加算	I の場合 30 分未満	259 円	518 円	777 円
	I の場合 30 分以上	410 円	820 円	1230 円
	II の場合 30 分未満	205 円	410 円	615 円
	II の場合 30 分以上	323 円	646 円	969 円
退院時共同指導加算		612 円	1224 円	1836 円
夜間・早朝・深夜の 訪問看護にかかる加算		早朝（6 時～8 時）：利用料に 25/100 上乗せ		
		夜間（18 時～22 時）：利用料に 25/100 上乗せ		
		深夜（22 時～6 時）：利用料に 50/100 上乗せ		
専門管理加算		<u>256 円</u>	<u>511 円</u>	<u>766 円</u>
ターミナルケア加算 （※要介護者のみ）		<u>2553 円</u>	<u>5105 円</u>	<u>7658 円</u>

医療保険の場合

訪問看護基本療養費 I	看護師・リハビリスタッフによる訪問					
(負担割合)	1 割		2 割		3 割	
週 3 日目まで	555 円		1110 円		1665 円	
週 4 日目以降	655 円		1310 円		1965 円	
訪問看護管理療養費	月初			月 2 回目以降		
(負担割合)	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
	767 円	1534 円	2301 円	300 円	600 円	900 円
加算について						
(負担割合)				1 割	2 割	3 割
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回以上の場合			450 円	900 円	1350 円
	1 日に 3 回以上の場合			800 円	1600 円	2400 円
長時間訪問看護加算（週に 1 回まで）				520 円	1040 円	1560 円
複数名訪問看護加算	看護師の場合			450 円	900 円	1350 円
	准看護師の場合			380 円	760 円	1140 円
	看護補助者の場合			300 円	600 円	900 円
特別管理加算	重症度の高いもの			500 円	1000 円	1500 円
	上記以外			250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算	イ			680 円	1360 円	2040 円
	ロ			652 円	1304 円	1956 円
緊急訪問看護加算	イ			265 円	530 円	795 円
	ロ			200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算				800 円	1600 円	2400 円
退院支援指導加算				600 円	1200 円	1800 円
夜間・早朝・深夜 訪問看護加算	早朝（6 時～8 時）			210 円	420 円	630 円
	夜間（18 時～22 時）			210 円	420 円	630 円
	深夜（22 時～6 時）			420 円	840 円	1260 円
専門管理加算				250 円	500 円	750 円
訪問看護 ターミナルケア療養費	療養費 1			2500 円	5000 円	7500 円
	療養費 2			1000 円	2000 円	3000 円
訪問看護情報提供 療養費	療養費 1. 2. 3			150 円	300 円	450 円
訪問看護ベースアップ 評価料	(I)			78 円	156 円	234 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算				5 円	10 円	15 円

(1)お客様から頂くお客様負担金は法定利用料に基づく金額です。(前表)
表は訪問エリア内にお住まいの方で負担割合が1割～3割の場合です。

表記以外にも加算対象となる場合があります、その場合は都度ご説明します。

(2)お客様負担金は、翌月以降請求書をお渡し致します。

請求方法：以下の2つの方法からお選びください。

お支払い方法	お支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した翌月の27日(祝休日の場合は翌日)に、口座振替サービスに登録した口座より引き落としさせていただきます。
現金支払い	サービスを利用した翌月に現金回収させていただきます。

(3)交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

(4)一部公費負担される場合があります。

10 訪問看護サービスを利用できる方及び提供回数と時間

	利用できる方	提供回数	提供時間
介護保険	・介護保険の被保険者で、要介護・要支援の認定を受け、主治医が訪問看護の必要性を認めた方 ・医師等が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断した方	ケアマネージャーが作成したケアプランに基づいた回数	20分～30分未満 30分～1時間未満、1時間～1時間30分未満
医療保険 (健康保険等)	・主治医が訪問看護の必要性を認めた方 ①介護保険の対象でない方(非該当を含む) ②介護保険の対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方(がん末期・急性増悪期など)	原則週3回以内 (疾患や状態によっては制限がありません)	概ね30分～1時間
保険適用外：全額自己負担にて保険適用外での 訪問看護サービス利用を希望される方			

※いずれも、主治医の発行する訪問看護指示書に基づき訪問し、お客様の状態によっては、介護保険・医療保険相互の変更も生じます。

11 秘密の保持

当事業所が訪問看護を行うなかで知り得たお客様やご家族の情報は、了解なしに契約中、及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。なお、お客様の健康管理が適切かつ円滑に提供されるよう、主治医にお客様やご家族の関係情報を提供することはありませんが、その場合は、事前に了解を得ます。

12 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行わない。

- ①医師の指示に基づかない医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ④飲酒及び喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治行為、営利活動
- ⑥その利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑦その利用者もしくはその家族等へのハラスメント行為(身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為等の著しい迷惑行為)

13 お客様の禁止行為

- ①当事業所の職員に対して行う宗教活動、政治行為、営利活動
- ②当事業所の職員に行う迷惑行為
- ③当事業所の職員へのハラスメント行為(身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為等の著しい迷惑行為)

14 相談・苦情の受付

○当事業所における相談や苦情は次の窓口で対応致します。

相談窓口	訪問看護ステーション Panda
窓口担当者	池戸 美奈
営業時間	8時30分～17時30分
連絡先	電話：0532-21-6120 FAX：050-3172-6853

○また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

愛知県国民健康保険団体連合会	電話：052-971-4165
東三河広域連合介護保険課	電話：0532-26-8471

15 虐待防止について

お客様の人権擁護・虐待防止の為に、当事業所の支援・相談体制等を整えるほか、お客様及び家族様からの苦情処理の体制整備に努めます。またサービス事業者または療養者による虐待を受けたと思われる事項を発見した場合は、速やかにこれを保険者へ通報致します。

16 感染症予防について

- (1) 当事業所の職員は健康状態について必要な管理を行い、標準予防策を実施し感染予防に努めます。
- (2) サービス利用前に体調不良を認めた場合には体温測定を実施して頂き、体温が 37.5℃を超える場合は事前に事務所までお電話でご相談ください。
- (3) 可能な限りマスクの着用にご協力願います。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス実施時の留意事項

- (1) サービス提供を行う看護師等について、担当看護師を決定しますが、実際のサービス提供に当たっては複数の看護師等が交替してサービスを提供します。
- (2) サービス内容で定められたサービス以外の業務(食事の用意・洗濯・買い物・家族への看護等)を依頼することができません。
- (3) サービス提供を行う上で得られた情報を電子カルテに入力するために、スマートフォンを操作する場面がございます。
- (4) 感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指洗浄をさせていただきます。また、ペットを室内で飼われているご家庭の場合、放し飼いにせず、ゲージに入れるか、別室に入れて頂きますようお願いいたします。
- (5) 訪問到着時間は、できる限り予定された時間を厳守致しますが、前後の訪問内容、交通事情などにより前後する場合があります。お客様の特別な事情による時間指定がない限り、訪問予定時刻の前後 15 分のご猶予を頂きます。

19 その他留意事項

- (1) 訪問看護サービスの提供にあたり、マイナンバーカード、医療受給者証などを毎月確認させていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- (2) 介護保険の給付の範囲(利用限度額)を超えた訪問看護サービスについては、全額自己負担となります。
- (3) 原則的に、退院・退所日の訪問看護の利用はできません。ただし、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方(がん末期・急性増悪期の方等)は除きます。
- (4) 他のお客様の様態が急変したなどの場合、予定していた訪問者、訪問時間を急遽変更させて頂く場合がございます。予めご了承ください。
- (5) 死後の処置を希望される場合は、処置料 20,000 円(自費)を頂きます。また、処置等に必要なお品(医療材料等)は実費請求(800 円)させていただきます。あらかじめ、ご了承ください。

重要事項について本書 2 通を作成し、お客様、事業者が署名の上、1 通ずつ
保管することとします。

年 月 日

お客様 私は、重要事項の説明を受け、内容について確認しました。

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者 私は、お客様に代わり、上記署名を行いました。
私は、お客様の重要事項の内容を確認しました。

住 所 _____

氏 名 _____

お客様との関係 _____

事業者 所在地 愛知県豊橋市向山東町 160 番地

名 称 合同会社 hEdge

代表者 橋本 毅

事業所 所在地 愛知県豊橋市向山東町 160 番地

名 称 訪問看護ステーション Panda

管理者 池戸 美奈

